

総合計画（市町村基本構想）

計画の目的等

本計画（構想）は、市町村の行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める計画である。

市町村のまちづくり政策、事務処理の基本となるべきものであり、昭和44年の地方自治法の改正により、その策定が義務づけられている。

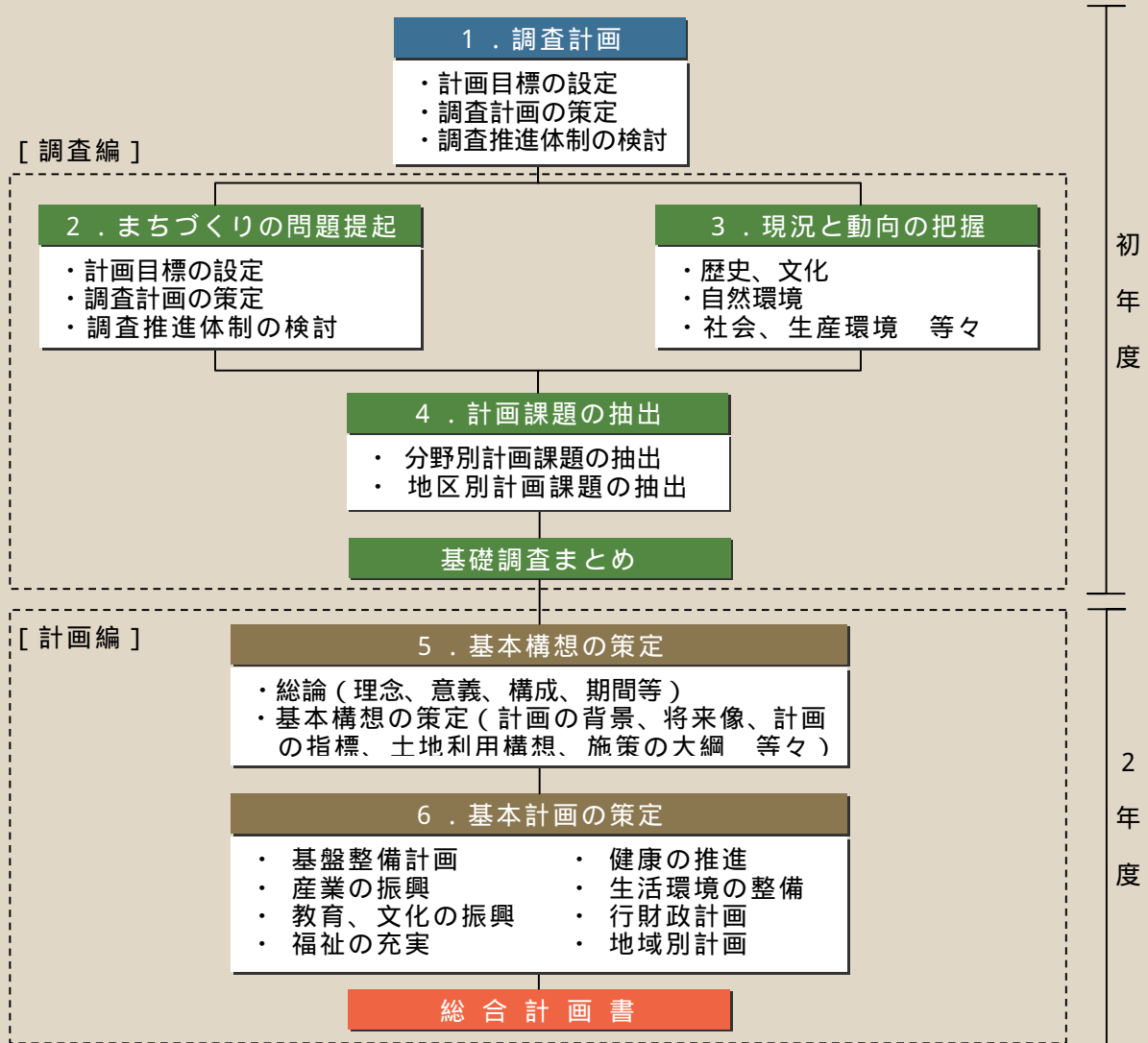
計画対象地域

計画対象地域は、市町村全域とする。

計画期間

計画期間は、2ヶ年とする。

計画フロー



計画の内容

1. 調査計画
2. まちづくりの問題提起
3. 現況と動向の把握
4. 計画課題の抽出
5. 基本構想の策定
6. 基本計画の策定

備考

本計画は、各自治体の総合計画、振興計画のうち基本構想と呼ばれているものである。
5年ないし10年で見直し策定がされる。